

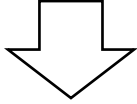
避難確保計画を作成しなければならない全ての施設に

『訓練実施結果の報告』が**義務化**されました。

近年、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化しており、全国各地で大きな影響を与えていることを踏まえ、令和3年7月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難確保計画に基づく訓練を実施した場合は、その結果を市町村長に報告することが義務付けられました。

法改正の概要

改正前（平成29年6月）		
避難確保計画の提出	訓練の実施	訓練の報告
義務	義務	—



改正後（令和3年7月）		
避難確保計画の提出	訓練の実施	訓練の報告
義務	義務	義務

Q & A

Q 1 避難確保計画を作成しなければならない施設とは？

A 1 上山市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
（市ホームページで確認できます。）

Q 2 訓練実施の報告先・手段は？

A 2 上山市庶務課危機管理係に、F A X（672-1112）で報告をお願いします。

Q 3 報告様式はあるの？

A 3 市で報告様式を定めており、報告義務のある施設には市から郵送するほか、市ホームページにも掲載しております。

お問合せ先
上山市庶務課危機管理係
T E L 023-672-1111（内281）